

議会議案第 4 号

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施下における夏季の鎌倉市内各海岸の安全確保を求める意見書の提出について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施下における夏季の鎌倉市内各海岸の安全確保を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和 2 年（2020年） 6 月 22 日 提出

提出者	鎌倉市議会議員	池	田	実
同	同	上	高野	洋一
同	同	上	中村	聡一郎
同	同	上	森	功一
同	同	上	大石	和久
賛成者	同	上	長嶋	竜弘

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施下における夏季の鎌倉市内各海岸の安全確保を求める意見書

鎌倉市は、新型コロナウイルス感染症対策として、鎌倉市内の各海岸での海水浴を目的とした来訪を控えることを呼びかけ、対策に取り組んできた。また、海水浴シーズンを目前にして、感染症拡大防止を目的に、県内全ての市町や海水浴場設置者団体は、今夏の海水浴場の不設置を決めた。

しかし、各海水浴場が開設されなければ、海水浴場のルールが適用されず、治安の悪化や海の事故の発生が懸念される。

神奈川県（以下「県」という。）は、海岸法第5条第1項に規定された海岸管理者であり、海岸法の目的にもあるとおり、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、海岸を管理する責任があると考えられる。よって、遊泳監視業務や警備体制については、県が先頭に立って関与し、安全確保を図るべきである。

鎌倉市は、海水浴場を開設しないことから「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」を改正し、「令和2年夏季における特例」を付則に加え、海岸において事故及び他者に危害を及ぼすおそれがある行為が多発することを抑制する条例を提案している。加えて、海岸の安全確保に向けたライフガードと警備体制を継続して実施する予定である。

よって、鎌倉市議会は、県の責任のもと、速やかに鎌倉市内各海岸の安全確保のための警備体制の充実及び地元自治体への財政支援を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

鎌 倉 市 議 会